

特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて

平成27年1月14日
原子力規制庁

1. 背景

- 発電用原子炉施設の新規制基準適合性審査については、審査会合を公開で実施するとともに、資料も原則公開してきた^{※1}。ただし、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる施設の大規模な損壊に関する審査については、公開の審査会合において基本的な考え方を確認し、非公開の審査会合において具体的な手順等の審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開してきた^{※2}。

(※1：平成25年度第14回原子力規制委員会(平成25年7月10日)議題1、

※2：平成25年度第36回原子力規制委員会(平成25年12月18日)議題4)

- 発電用原子炉施設の新規制基準において、特定重大事故等対処施設は、信頼性向上のためのバックアップ対策として、同基準施行後5年間は適用しないことができるとされている。この特定重大事故等対処施設に関する申請(以下、「特重申請」という。)は、以下のとおり提出された。

平成26年12月15日 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所(1、6、7号機)

平成26年12月16日 電源開発(株)大間原子力発電所

平成26年12月25日 関西電力(株)高浜発電所(3、4号機)

2. 対応方針

特重申請の審査については、審査の透明性を確保するとともに、セキュリティの観点にも配慮し、以下の取扱いとする。

- 公開の審査会合において、特定重大事故等対処施設の基本的な考え方を確認する。
- その上で、具体的な施設の仕様や配置場所等については、非公開の審査会合において審査を行い、議事概要及び必要な処理を施した資料を公開する。

(参考)

○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（抜粋）

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。